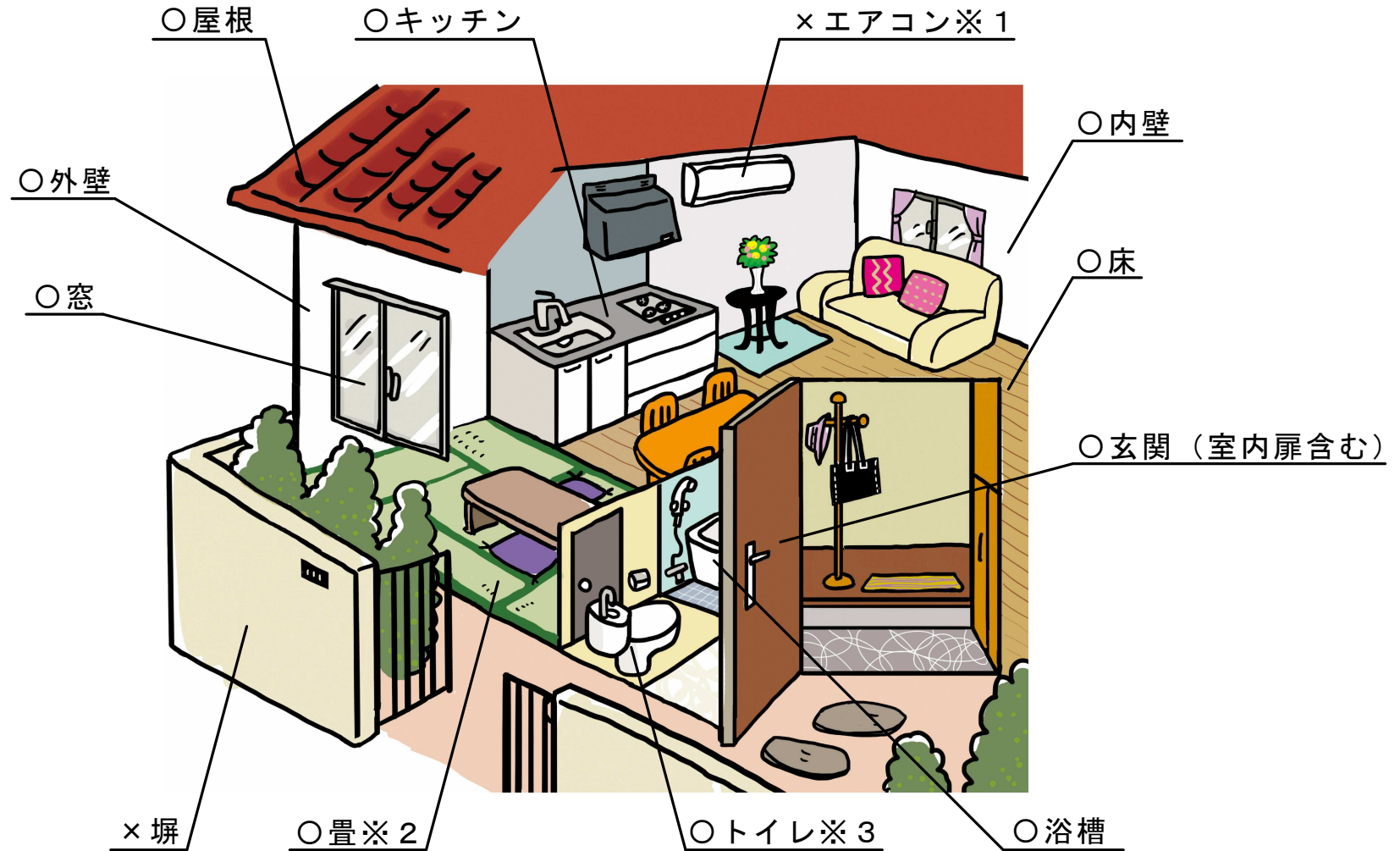


住宅応急修理対象箇所



注意事項

- ※1 家電製品は応急修理の対象外になります。ただし給湯器は対象となります。
- ※2 床と合わせて畳などの修理を行う場合は対象となります。畳だけの交換は対象となりません。また床の修理に合わせて畳敷きをフローリングに変更も対象となります。
- ※3 1階にトイレがあり災害により破損したが、2階のトイレが使用可能な状態であれば、応急修理の対象とはなりません。応急修理に合わせて和便器から洋便器への変更も対象となります。